

**注意！**

■この記事は発行年月日時点の内容のまま公開していますので、ご覧になった時点の法規制(農業使用基準等)等に適合しなくなった内容を含む可能性がありますから、利用にあたってはご注意ください。

# 農作物技術情報 第3号 その他

## 農薬安全使用・飛散防止対策

発行日 平成21年 5月28日  
発行 岩手県、岩手県農作物気象災害防止対策本部  
編集 中央農業改良普及センター 県域普及グループ (電話 0197-68-4435)

携帯電話用 QR コード



「いわてアグリベンチャーネット」からご覧になれます  
パソコンからは「<http://i-agri.net>」 携帯電話からは「<http://i-agri.net/agri/i/>」

### 農薬の使用基準を守りましょう 農薬の飛散防止に努めましょう

6月1日～8月31日は、本県の農薬危被害防止運動期間です。これから農薬を使用する場面が多くなります。農薬の使用基準を守り、ほ場周辺の環境や農産物への飛散防止対策に取り組み、安全・安心な農産物生産に努めましょう。

#### 1 農薬の安全適正使用

農薬を安全かつ適正に使用するために、農薬の使用者には以下の遵守義務があります。

##### (1) 無登録農薬の使用禁止

農薬(特定防除資材を除く)は、農林水産省の登録があるものを使用する。

##### (2) 販売が禁止されている農薬の使用禁止

平成15年3月5日制定 21剤(水銀剤、PCNB、DDT等)

##### (3) 使用基準の遵守。

**適用作物、 単位面積当たりの使用量や希釈倍数、 使用時期(収穫前日数等)、  
有効成分の種類ごとの総使用回数**

これらの内容は、**農薬のラベルに明示**されていますので、使用する際はしっかりと確認してください。また、農薬を使用したあとは、使用実績をきちんと記録して下さい。

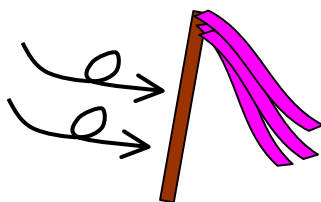
#### 2 農薬の飛散防止対策

食品衛生法では、農産物等の食品中に残留する農薬等(農薬、飼料添加物、動物医薬品)が、残留基準を超えて販売されることを禁止しています。平成18年5月29日以降、原則全ての食用農作物に対して799農薬等の残留基準が設定されました。

農薬については、前記の使用基準を守り、適正に使用されていれば、残留基準を超えることはありません。しかし、強風下での農薬散布や使用後の器具洗浄不備などによって、予期せぬ農薬の飛散、残留が生じることが考えられますので、これまで以上に注意を払う必要があります。

## (1) 地上防除における農薬のドリフト防止のポイント

ア 風が強い時の散布は避ける。



### 現地事例

ビニルひもなどを棒につけ、簡易的な吹き流しを作成。  
散布可否の判断指標に活用している。

イ 散布位置が作物から離れると、風の影響を受けドリフトしやすい。できるだけ作物に近い位置で散布する。

ウ 圃場の端での散布は、近隣の圃場へドリフトしないよう障壁(シート、ネット、障壁作物等)を設置する、緩衝地帯を設ける、境界近くでは散布を行わない等の工夫をする。



### なし園での飛散防止ネットの設置事例

- ・なし平棚に設置
- ・上部の飛散防止ネットは、巻き上げできるようにしている。
- ・右のネットは散防紗、左が0.4mm目合いネット
- ・きゅうり圃場で、防虫ネットの応用事例もある。

エ 散布圧力を上げすぎない(薬液粒子が細かくなり、ドリフトしやすくなる)。SSでは、場合によって風量を下げる。

オ 散布ノズルは適切なものを使用する(ドリフトレスノズルの利用等)。



### ドリフトレスノズルと慣行ノズルの違い

- ・左奥が慣行: 散布液が霧状になっている。
- ・手前がドリフトレスノズル: 散布液の粒子が大きめで、周囲へのドリフトが少ない。

ただし、風が強い場合は、ドリフトレスノズルでも飛散が生じるので注意する。

カ ドリフトしにくい剤型の農薬を使用する。

### 剤型によるドリフトしやすさ

…1.粉剤 > 2.液剤 > 3.微粒剤 > 4.粒剤

キ 散布機器によって、ドリフトの発生状況が異なります。ドリフトしやすい散布機を使用する場合は、十分に注意してください。

散布機器によるドリフトのしやすさ

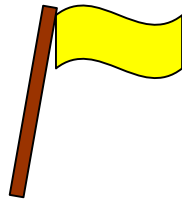
…1.スピードスプレーヤ > 2.ブームスプレーヤ > 3.動噴による手散布

ク より多くの適用作物があり、収穫日近くまで使用できる農薬を選定する。

## (2) 近隣の作物栽培者との連携

ア 散布日、薬剤等お互い連絡し合うなど情報交換を密にする。

イ 近隣の散布計画（薬剤、散布日等）を確認し、収穫を早めたり、防除の間べたがけ資材で覆うなどの工夫をする。



### 現地での事例

収穫間近（収穫7日前等）の作物がある園地に目印（看板、黄旗など）を設置して注意を喚起する。

## (3) 散布器具等の洗浄

タンク内やホースなどに残液があると、次回使用する際に目的以外の作物に散布される危険があります。使用后、速やかに洗浄することが大切です。また、3回以上すすぎをすると良いです。

## (4) 土壌残留対策

以前に使用した農薬が土中に残留し、農作物に残留する事例も見られています。以下の点に注意してください。

ア 以前にドリノ剤（ディルドリン、アルドリン、エンドリン）を使用した圃場では、ウリ科野菜（きゅうり等）の作付けは避けます。

イ 箱施用剤（特に水稻）を使用する場合は、後作に影響のない場所（ほ場の外など）で使用するか、薬剤がこぼれないように対策をします。

農薬の飛散防止対策には、様々な方法がありますが、**一番大事なことは基本を忠実に守る**ことです。また、ドリフトが心配される時は、早めに農協、普及センター等関係機関に連絡、相談してください。

**春の農作業安全月間実施中！**

急ぐより 家族の笑顔を大切に想う心で ゆとりの仕事

**6月1日～8月31日は  
農薬危被害防止運動期間です**

近隣住民・周辺環境に配慮しましょう。  
農薬散布準備、作業中・後の事故に注意しましょう。  
農薬の保管・管理は適切にしましょう

次号は6月26日（金）発行の予定です。気象や作物の生育状況により号外を発行することがあります。発行時点での最新情報に基づき作成しております。発行日を確認のうえ、必ず最新情報をご利用下さい。